

おもちゃクリニック
ゆりかご

2020年度定時総会資料



総会次第

報告

2019年度活動報告
2019年度会計報告

議事

2020年度役員体制（案）
2020年度事業計画（案）
2020年度会計予算（案）

報告

● 2019年度活動報告

- 2019.04.03 日本財団 CANPAN FIELD で情報開示レベル=最高評価獲得(3年連続)
2019.04.26 糸魚川市、市教育委員会から事業後援承認通知あり
2019.04.27 2019年度定時総会
2019.04.27 市内 5か所に、おもちゃリサイクル箱「ゆりかご」を設置=巡回おもちゃ病院、
ほか いくみ保育園、能生児童館(のう・随時持込可)、ひまわり保育園、
旧倉又茶舗(まちや・イベント時ののみ)、めだか園(やまのい・予約制)
定期巡回は、原則第4土曜日として12月まで毎月、ひまわり病院は通年。
2019.06.17 リサイクルおもちゃ「タッチで“まほう”遊び」をオリジナル制作し保育園に寄贈
2019.07.25 ほか 本町通り旧倉又茶舗にて「まちや病院」を年3回イベント時に開院
① 7/25～8/3 外来診療も初開設した「まちや病院・夏」で、15件のおもちゃを受付
この期間中、「おもちゃドクター募集！」チラシを配布
② 1/25～26 カルタ会 in 町屋の期間中、「まちや病院・冬」で、23件受付
この期間中、「電池の正しい使い方」チラシを配布
③ 3/3～15 雁木通りのひな遊びの期間前半、「まちや病院・春」で、16件受付
2019.09.29 おもちゃ寄付(段ボール箱一杯)を受け、点検整備後、育児支援施設に寄贈
2019.10.02 青海子育て支援センターでも、おもちゃ 10点の訪問診療
2020.03.31 修理実績の年間集計=120件。日記ブログの訪問者数=年間約 10,000人
-

● 2019年度会計報告

費目別決算書など詳細は、上部登録団体宛の実績報告書(提出義務なし)を参照
会計証拠書類を2名の会員ドクターで供覧することで、会計監査は省略

- 収入の部 主な収入は、繰越金と部品(電池)代、まちや病院での賛助寄付
支出の部 主な支出は、のぼり旗、おもちゃ修理用部品、電池代
収支差引 3,442円の残、翌年度に繰越
-

2019年度事業費 ボランティア活動事業 実績報告書

下記のとおり年間のボランティア活動を完了しましたので、報告します。

おもちゃクリニック ゆりかご 代表 渡辺勝

新潟県NPO・地域づくり支援センター 様
糸魚川市社会福祉協議会 様

申 請 者	住 所	新潟県糸魚川市釜沢2137
	氏名又は名称	おもちゃクリニック ゆりかご
事 業 の 名 称	おもちゃリサイクル普及啓発事業	
助成金の交付額	¥0.-	
年 間 事 業 の 完了 年 月 日	令和2年3月31日	
事業の経過及び結果の概要	おもちゃ修理のボランティア「おもちゃクリニック ゆりかご」開設から4年目。 本年度のおもちゃ修理受付件数 約120件(開設からの累計 約220件)。 ①おもちゃリサイクル用の回収箱「ゆりかご」を市内5か所に設置し、回収したおもちゃを点検修理して、リサイクル後は施設等(能生児童館、保育関連施設や「町屋会」など)に寄贈。 ②大切なお気に入りのおもちゃを無償修理して、元の持ち主に返却。 ③夏には、ドクター募集チラシを配布。冬には、電池の正しい使い方チラシを配布。	

事 業 費 精 算 内 訳

項 目	予 算 額	決 算 額	増 減 額	付 記
収 入 内 訳	会 費	1,000	1,000	0 年会費 @500円×2名
	助 成 金	0	0	0
	寄 付 金	0	500	500 賛助協力寄付金※
	繰 越 金	3,652	3,652	0 前年度繰越金※
	雑 収 益	1,348	4,070	2,722 部品代実費(電池、バッテリー) ※
	合 計	6,000	9,222	3,222
支 出 内 訳	諸 謝 金	0	0	0
	旅費交通費	0	0	0
	事務消耗品費	2,000	5,080	-3,080 のぼり旗2,050、バッテリー3,030 ※
	印刷製本費	1,000	0	1,000 (チラシは前年度の残部あり)
	会 議 費	0	0	0
	通信運搬費	0	0	0 (チラシはイベント時に手配り)
	保 険 料	700	700	0 ボランティア保険※@350円×2名
	賃 借 料	0	0	0
	備品購入費	0	0	0
	団体負担金	0	0	0
	雑 費	2,300	0	2,300
	小 計	6,000	5,780	220
収 支 差 引 額	¥3,442.-			
そ の 他	クリニック全体の決算書であり、一部、管理運営経費(※印)も含まれている。			

正式に準拠している会計基準は、ありません。

会計費目は情報公開するにあたり、NPO法人会計基準を参考にしています。

190622「やまのい病院」訪問診療カルテ



予約を受け、「やまのい病院」めだか園を訪問診療。
どうぶつホン、こだいこ、貨物列車を入院治療。



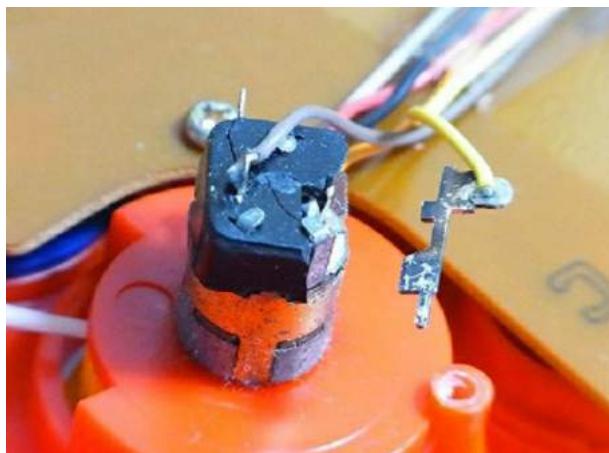
破れた小太鼓の皮は、ファイバーアート紙で張替え。
赤枠の縁にはステンレス線を巻きこみ補強とする。



厚めの障子紙に口ウを塗って熱したような感触。
小太鼓ウラ面の張替え完了。右が外した部材。



FUN FUNどうぶつかなでるホン、音・光が出ない。
ボリュームに連動するスイッチが入らない。



分解点検したら、部品のスイッチ機構が破損。
修復困難、代わりにスイッチを別に付けました。



遅くなったが、残り3台の機関車も連結器再生。
追加入院の貨物車とともに、6月29日に退院。

おもちゃ修理報告書

2019年7月26日

担当 能生児童館 井澤和秀 Toy-zawa

1 品名 メルちゃんお花の美容室



2 症状 ハサミが取れた。

3 修理内容

分解点検

・ハサミの配線がやや短いため、子どもたちがハサミを動かす時に引っ張ったりねじったりすることに耐えられず配線が切れてしまったと考えられます。

★ハサミ部分の配線をハンダ付けでつなぎましたが、動作しませんでした。



★おもちゃ本体を分解するためのビスがなかなか見つからず苦労しましたが、紙シートに隠っていました。

★4本組の配線のうち白リード線が内部で断線していました。

★4本組の配線の代用品として、パソコンに使うUSB延長ケーブルのコードを切断して使いました。

★内部基板に配線し直しました。



4 修理費用

特にありません

0円



5 今後の対策等

ボタンやハサミ部分を優しく動かすように、コードを引っ張らないように子どもたちを見守っていただくとありがとうございます。

再修理、他のおもちゃの修理等ありましたらお声がけください。

今回の原因はハサミ部分のコード全体の断線によるものです。

おもちゃクリニック ゆりかご

<http://blog.canpan.info/yurikago/>

議事

第1号議案 2020年度役員体制（案）

会長 ToyDr.わたなべ（ひまわり、やまのい病院担当）
副会長 Dr.Toy-zawa（いくみ、のう病院と分院担当）
監査 （当面欠員）

第2号議案 2020年度事業計画（案）

2020年度は、開設から5年目を迎える当クリニックの集大成の年度と位置付け
不用なおもちゃを、ご寄付いただきて治療する「巡回おもちゃ病院」、
大切なお気に入りのおもちゃを、現地でお預かりして治療する「訪問診療」、
この二つを「おもちゃクリニック ゆりかご」の両輪としつつ、既存の「糸魚川おもちゃの病院」
への合流(丸ごと吸収されること)を目指して、活動の収束を図っていく

常設「ゆりかご」の3か所(いくみ病院、のう病院、ひまわり病院)を、一定周期で巡回
そこで回収したおもちゃを持ち「糸魚川おもちゃの病院」に兼務Drとして参加
まちや病院、やまのい病院、のう分院では、診察予約受付で訪問診療

日程	2020.04.25	2020年度定時総会
	2020.04.25	定期巡回
	2020.05.23	定期巡回
	2020.06.27	定期巡回
	2020.07.25	定期巡回
	2020.08.22	定期巡回
	2020.09.26	定期巡回
	2020.10.24	定期巡回
	2020.11.28	定期巡回
	2020.12.26	定期巡回
	2021.01.25	定期巡回(ひまわり病院のみ)
	2021.02.25	定期巡回(ひまわり病院のみ)
	2021.03.25	定期巡回

訪問診療は、隨時実施。「まちや病院」は、年3回程度(イベント開催時)
年度当初に、糸魚川市、市教育委員会に(通年)事業後援申請書を提出
リサイクルおもちゃを、市内の幼・保育園や育児支援施設等に寄贈

第3号議案 2020年度会計予算（案）

2020年度収入は、会費のほか部品代実費を予算計上
2020年度支出は、補修部品セット代金を計上、「糸魚川おもちゃの病院」に持ち込む
なお、定期巡回の交通費や個別の診療器材の補充は、おもちゃDr自己負担とする
具体的な收支予算書は別紙のとおり

資料

- 会則 平成29度総会で正式会則として制定済 別紙のとおり
-

「おもちゃクリニック ゆりかご」ボランティア活動事業 収支予算書

令和2年度事業費 ボランティア活動事業

令和2年4月1日

助成金総額		¥0.-
区分	主な内容	予算額
1 会 費	年会費 @500円×2名 新会員は初年度免除	1,000
2 助 成 金	助成団体より交付	0
3 寄 付 金	賛助協力寄付金※	5,000
4 繰 越 金	前年度繰越金※	3,442
5 雑 収 益	利息、部品代実費、ほか※	1,558
収入合計		11,000
101 諸 謝 金	外部講師謝金	0
102 旅 費 交 通 費	外部講師旅費	0
103 事務消耗品費	診療材料、教材費、等	7,000
104 印 刷 製 本 費	ポスター、広報資料等印刷、 コピー用紙、トナー・インク代	1,000
105 会 議 費	外部講師お茶・昼食代	0
106 通 信 運 搬 費	広報資料郵送、事務通信費	0
107 保 険 料	ボランティア保険料A※	1,050
108 賃 借 料	イベント会場使用料※	0
109 備 品 購 入 費	単価1万円以上のもの※	0
110 団 体 負 担 金	他団体への登録負担金※	0
111 雑 費	共同募金、ほか※	1,950
支出合計		11,000

注意) クリニック全体の予算書であり、一部、管理運営経費(※印)も含まれている。

正式に準拠している会計基準は、ありません。
会計費目は情報公開するにあたり、NPO法人会計基準を参考にしています。

おもちゃクリニック ゆりかご 会則

(名称)

第1条 この会は、 おもちゃクリニック ゆりかご（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の所在地は、新潟県糸魚川市釜沢 2137 番地に置く。

(目的)

第3条 本会は、こわれたおもちゃを無償で治すボランティア活動を通じて、こどもたちに感動を与え、保護者には環境や資源保護の意識を持っていただくこと、そして、おもちゃドクターの輪を広げることにより、もって3世代間の交流を促進することを、目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するためにボランティア活動として次の事業を実施する。

- (1) 出張おもちゃ病院
- (2) 巡回おもちゃ病院
- (3) 定例おもちゃ病院
- (4) おもちゃドクター訪問診療
- (5) その他 本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 本会の会員は、次の2種類とする。

- (1) 正会員は、本会の目的に賛同し入会した者とする。
- (2) 賛助会員は、本会の事業を賛助するために入会した者とする。

(入会)

第6条 正会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、役員会の承認を得るものとする。

2 賛助会員として入会しようとする者は、会費の納入をもって、当該年度に限り入会したものとみなす。

(会費)

第7条 会員は、以下に定める会費を年度当初に一括納入しなければならない。

- (1) 正会員 年間 500円（ただし、初年度会費は免除とする。）
- (2) 賛助会員 1口 500円（何口でも可とする。）

(退会)

第8条 会員は、退会届を会長に提出し任意に退会することができる。

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 監査役 1名
- 2 第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。
- 3 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

- 第 10 条 会長は、本会を代表し、その業務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠席の時は、その職務を代行する。
- 3 監査役は、本会の業務および財産の状況を監査する。

(会議)

第 11 条 本会の総会は、正会員を持って構成し、毎年 1 回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

- 2 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 会則、事業等の改廃
 - (2) 事業計画並びに収支予算及び決算
 - (3) 本会の解散
 - (4) 役員の選任及び解任
 - (5) その他本会の運営に関し重要な事項
- 3 役員会は、役員を持って構成する。ただし、監査役を除く。
- 4 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。
- 5 本会の会議は、会長が招集し、会議の議長は、会長がこれにあたる。
- 6 本会の会議は、構成員の 2 分の 1 以上の出席で成立し、出席者の過半数で決議する。

(事業報告書及び決算)

第 12 条 会長は、毎事業年度終了後 1 か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第 13 条 本会の事業及び会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(会則の変更)

第 14 条 この会則は、総会において、出席者の過半数の承認がなければ変更できない。

(その他)

第 15 条 この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

本会の設立年月日は、平成 28 年 4 月 1 日とする。

この会則は、平成 29 年 4 月 22 日（第 1 回定期総会）から施行する。